

韓国道徳科における「情報倫理教育」の方法： 「2015 改訂教育課程」を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 武蔵野大学教養教育リサーチセンター 公開日: 2022-03-23 キーワード: 作成者: 関根, 明伸 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/1737

韓国道徳科における「情報倫理教育」の方法

—「2015改訂教育課程」を中心に—

関根 明伸

1. はじめに

「情報モラル」は、IT 機器や情報産業の目覚ましい発展とともに、1980年代から文部科学省の審議会等の答申や公文書を中心に使用されてきた「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を指し示す用語である。類似の概念として、一般に海外では「インターネット安全」(internet safety) や「サイバー安全」(cyber safety)、「サイバー倫理」(cyber ethics)、「情報倫理」(information ethics)、「ネチケット」(netiquette) などの用語が使用されているが、この「情報モラル」はわが国独自の造語でもある¹⁾。

「情報モラル」の言葉が初めて登場したのは、1984年に当時の中曽根首相が総理府の機関として発足させた臨時教育審議会においてであった。同審議会では、情報および情報手段を主体的に選択して活用するための資質育成が目指されたが、1986年の第二次答申において、「情報活用能力」は「読み、書き、算盤」に並ぶ基礎基本の能力と位置付けられ、その上で「情報モラル」は1987年の第三次答申で「情報化への対応」の項目に初めて登場したのである²⁾。ただし、そこでは個人情報の漏洩問題や著作権侵害に関する安全対策に重点が置かれた内容が中心であり、情報活用の際のトラブル対策としての予防的で抑制的な概念以上のものではなかった。

しかし、1996(平成8)年、文部科学省が設置した「情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議」が「情報活用能力」の目標を具体的に示したことで、「情報倫理」の概念はより明確となった。同会議は「情報活用能力」の目標について、「A 情報活用の能力」「B 情報の科学的理解」「C 情報社会に参画する態度」の三つの観点で示したが、「情報モラル」はその中の「C 情報社会に参画する態度」に明確に示されたからである³⁾。さらに、1996年の中央教育審議会の第一次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」では、「情報モラル」は「プライバシーの保護や著作権に対する正しい認識、『ハッカー』等は許されないといったコンピュータセキュリティーの必要性に対する理解等」と明示され、続いて文部科学省からは2007(平成19)年3月に「情報モラル指導実践キックオフガイド」、国立教育政策研究所より2011(平成23)年3月に『情報モラル教育実践ガイダンス』、2019(令和元)年12月には「教育の情報化に関する手引き」(令和2年6月に追補版)等が次々に発表され、これまでその枠組みは順次示されてきたところである。現行の学習指導要領(以下、「2019年版」)においても、「情報モラル」教育には各教科目標との関連性を重視した学校教育全体を通しての実施が強調されており、基本的なこれまでの方針や考え方に変わりはない。

しかしながら、一方で「特別の教科 道徳」(以下、道徳科)においては、この「情報モ

ラル」にどう向き合い、いかなる内容をどのように扱うべきなのかは、今後の検討すべき重要課題となっている。なぜならば、「情報モラル」が学校教育全体を通して行われるのであれば、同様に学校教育全体で行う道徳教育の要である道徳科は、その中心的な役割を担わざるを得ないからである。また、道徳科の「2019年版」には、「生命倫理」や「社会の持続可能な発展」の課題とともに、あえて「情報モラルに関する指導を充実すること」と明記されている。ここには、急速に発達してきた ICT 機器をめぐるモラルの問題が喫緊の課題となっており、学校には情報の環境や生徒の実態に応じた迅速な対応が強く求められている点が窺える。さらに、そもそも「情報モラル」の定義において、「適正な活動」や「基になる考え方や態度」は何を指すのかが曖昧なだけでなく、「解説」には「情報社会の倫理」と「法の理解と遵守」の内容を中心に扱う点が明記されているが、何をどう指導し、いかなる資質能力を育成するのが明確に示されていないのである。

そこで本稿では、今後の「情報モラル教育」への示唆を得ることを目的に、先行事例の一つとして韓国道徳科の「情報倫理教育」の実際を取り上げたい。韓国では教科教育の道徳教育を 1970 年代から実施してきただけでなく、いわゆる ICT 大国として 2000 年頃からは本格的に「情報倫理教育」教育に取り組んでいる。しかも現在の道徳科はそれを重要な「内容」の一つとして取り扱っており、教科書では一つの単元を構成しているのである。ここではまず、韓国における近年の「情報倫理教育」の展開を振り返り、次に「2015 改訂教育課程」（以下、「2015 年版」）の道徳科カリキュラム、そして教科書の記述について検討していくことにする。

2. 韓国の「情報倫理教育」の展開

2.1. 「第 7 次教育課程」における「情報倫理教育」

韓国において教育の情報化が本格的に進められたのは、約 10 年ぶりの全面改訂となった 1997 年告示の「第 7 次教育課程」の頃からであった。「第 7 次教育課程」では、これまでの教科書中心の教育から脱皮し、インターネットやマルチメディアの活用による積極的なコンピュータの活用が推奨されたからである。また、「第 7 次教育課程」の中の「国民共通教育課程」には、汎教科学習としての「創意的裁量時間」が新設されたが、それが果たした役割も大きかったといえる。内容の一つには「情報化および情報倫理」があっただけでなく⁴⁾、それが初等学校 1 年から高校 1 年まで共通に学ぶべき「国民共過程」に組み込まれたことで、ICT は全国民が共通に習得すべき基本的な学習内容であることが公的に示されたからである⁵⁾。

ところが、一方でこの「第 7 次教育課程」では「情報倫理教育」には直接的に触れておらず、具体的な内容は明示されていなかった。国の方針としてその内容や範囲が明確にされたのは、2000 年に教育人的資源部が発表した「初・中等学校情報通信技術運営方針」（以下、「2000 年版」）においてだったのである。この「2000 年版」は、「情報通信技術に関する素養教育と各教科別の教授・学習過程での活用に資する」⁶⁾ことを目的に、ICT 教育の内容を初等 1 年から高校 1 年までの 10 年間にわたって段階別に示していたが、内容は、「コンピュータの基礎」、「ソフトウェアの活用」、「コンピュータの通信」、「総合活動」ととも

に、「情報倫理」を含む「情報の理解と倫理」という五つの枠組みで整理されていた⁷⁾。以下は、その内容である。

表1 「初・中等学校情報通信技術運営指針」(2000)の「情報の理解と倫理」領域

段階 領域	1段階 (初等1~2年)	2段階 (初等3~4年)	3段階 (初等5~6年)	4段階 (中学1~3年)	5段階 (高校1年)
情報の理解 と倫理	・情報機器の理解 ・情報と生活	・情報の概念 ・情報倫理の理解	・情報活用の姿勢と 態度 ・正しい情報選択と 活用	・情報倫理と著作権 ・情報と社会の概念 理解	・健全な情報の共有 ・情報化社会と仕事 の変化

教育部(2000)『初・中等学校情報通信技術教育運営指針』3頁より。(筆者訳)

2.2. 「初・中等学校情報通信技術運営指針」(2005)の内容

「2000年版」の発表は、韓国が目指すICT教育の内容体系を内外に示すとともに、情報通信技術に関する児童生徒の基礎能力を高め、各教科での授業方法の改善に大きく寄与したと言われている⁸⁾。ところが、20世紀末の爆発的なICT機器の普及とともに学校に対する国家的・社会的要求は極度に肥大化した。その一方で実態との乖離や陳腐化の問題は徐々に表面化していった。そのため「2000年版」は短期間での修正・補完を余儀なくされ、2005年12月、教育人的資源部は改訂版の「初・中等学校情報通信技術運営指針」(以下、「2005年版」)を発表している。ここではICT教育は、「素養教育」と「教科活用教育」の二つに分類され、これらの連携による「教育課程」の効果的な教育目標の達成が「基本方向」として新たに明確化された。また、5領域の枠組みは「情報社会の生活」、「情報機器の理解」、「情報処理の理解」、「情報加工と共有」「総合活動」へと改編され、その中で「情報倫理教育」の内容は「情報社会の生活」の領域に含まれることになったのである。

「情報社会の生活」領域は、「情報の正しい使用方法と情報保護及び表現方法学習を通して、日常生活で情報通信倫理を実践することによって情報社会の一員として望ましい生活ができるようにする」ことを目的とした。その内容を示せば、以下の通りである。

表2 「初・中等学校情報通信技術運営指針」(2005)の「情報社会の生活」領域

段階 領域	第1段階 (初等1~2年)	第2段階 (初等3~4年)	第3段階 (初等5~6年)	第4段階 (中学1~3年)	第5段階 (高校1年)
情報社会の 生活	・情報社会と生活 変化 ・コンピュータで 出会う隣人 ・コンピュータ使 用の正しい姿勢 ・サイバー空間の 正しいマナー	・サイバー空間の 理解 ・ネットと対 人倫理 ・インターネット ゲーム中毒の予 防 ・情報の保護と暗 号 ・ウイルス、スパ ムからの保護	・協力するサイ バー空間 ・サイバー暴力と 被害の予防 ・個人情報の理解 と管理 ・コンピュータ暗 号と保安プログ ラム ・著作権の保護と 必要性 ・情報社会の職業	・サイバー機関と 団体 ・サイバー空間の 倫理と必要性 ・暗号化と情報保 護技術 ・知的財産権の理 解と保護 ・情報産業の発展 と未来	・正しいネチズン 意識 ・情報保護法律の 理解 ・ネットワークの 中での情報保護 ・情報社会と職業 選択

教育部(2005)『初・中等学校情報通信技術教育運営指針』7頁より。(筆者訳)

このように、韓国では「2000年版」から「2005年版」にかけてICT教育の「基本方針」が示されていったが、ここには今日の「情報倫理教育」に通底する基本的な観点が示されていたことが分かる。その一つは、「国民共通基本教育課程」を前提に、初等学校1年からの10年間のICT教育の中に「情報倫理教育」が体系的に組み込まれていた点である⁹⁾。これは、あくまでも「段階別指導内容と内容の配列は必ずしも学習の順序や配列を示したものではなく例示的な性格を帯びている」¹⁰⁾ものとされたが、「情報倫理教育」の内容が必修のカリキュラムに示された意義は大きかったと言えるだろう。学校や教師が、その意義や意味を理解するうえで重要な役割を果たしたからである。

またもう一つは、「2005年版」では情報社会化に伴うデメリットについて、現状への理解とともに、そのトラブルの予防法や解決のための対処法などの知識が扱われた点である。例えば、「インターネットゲーム中毒の予防」や「ネチケットと対人倫理」、「サイバー暴力と被害の予防」などには、問題の原因や発生状況だけでなく、その対処法や問題解決的な内容もセットで示されていた。「情報の保護と暗号」や「著作権の保護と必要性」なども、児童生徒が現実の社会で生活していく上では不可欠な知識と方策である。つまり「基本方針」には、ネット社会も現実社会の一部と捉え直すことで、予防方法や解決方法も「情報倫理教育」の重要な要素として積極的に扱われているのである。

3. 道徳科の「情報倫理教育」

3.1. 「人性教育」としての道徳教育

では、「2000年版」および「2005年版」の「基本方針」を受けて、現在の道徳科ではどのような「情報倫理教育」が展開されているのか。次に、「教育課程」に焦点を当てながら現行道徳科の実際について見てみよう。

現在、韓国には「人間性」の教育に関する教育用語として、「人性教育」(인성교육)という用語がある。これは、近年の校内暴力(韓国では学校暴力という)やネットいじめ、青少年の自殺問題等の深刻な社会問題の増加を背景に、こうした問題に社会全体で取り組もうとする「人間性」の教育を意味しており、道徳教育も含む概念となっている。これに関連して、2015年1月20日には「人性教育振興法」が制定(2015年7月21日施行)され、同法第1条では、「人性教育」とは「自分の内面を正しく健全に育成するとともに、他の人、共同体、自然とともに生きていくことに必要な人間らしい性格と力量を育成すること」と定義されている。現在、韓国ではこの法律に基づき、国および地方自治体、そして学校の三者は緊密な連携を図りながら、総合的かつ計画的な「人性教育」を実施することが法的に義務化されている。

ただし、なかでも学校では道徳教育の観点から「人性教育」が重点的に行われており、道徳教育関連の教科目がその中心的な役割を担っている。道徳教育に関連する教科目を示せば表3の通りである。

義務教育段階の「共通教育課程」には「正しい生活」と「道徳」という教科が、高等学校の「選択中心教育課程」には「倫理と思想」「生活と倫理」「古典と倫理」の選択科目が設置されているが、これらは韓国では道徳教育のための一貫したカリキュラムが、初等学校から高等学校

まで整備されていることを示している。とりわけ、「道徳」は「2015 版」では学校における「人性教育」の「中核教科」と位置付けられており、その中心的な役割を担う教科となっている¹¹⁾。

表 3 「2015 改訂教育課程」における道徳教育関連の教科目

学 年	初等学校		中学校			高等学校			
	1	2	3	4	5	6	1	2	3
道徳教育関連教科目	「正しい生活」		「道徳」			「生活と倫理」 「倫理と思想」 「古典と倫理」			
教育課程	共通教育課程						選択中心教育課程		

教育部初『初・中等学校教育課程総論』（2015）をもとに筆者作成

3.2. 「道徳」の概要

3.2.1. 「道徳」の目標

次に、この「道徳」の教科目標を確認してみたい。「総括目標」には、以下の通り示されている。

道徳科は基本的に誠実、配慮、正義、責任など 21 世紀の韓国人として持つべき人間性の基本要素を核心価値として設定し、内面化することを一次的な目標とする。これを土台として自分の人生の意味を自主的に探索できる道徳的探究および倫理的省察、実践過程で伴う道徳を行う能力を養い、道徳的な人間であり正義感に満ちた市民として生きて行けるよう手助けすることを目標とする。－（中略）－

- (1) 初等学校段階では、“正しい生活”科で形成された人間性を基に、自分、他者、社会・共同体、自然・超越的存在との関係で自分の生活を反省し、様々な道徳的な問題を探究し共に生きるために必要な基本的な価値・徳目と規範を理解し、道徳的技能と実践力を涵養する。
- (2) 中学校段階では、小学校の道徳科で形成された価値・徳目および規範に対する理解と道徳的技能および実践力を深め、現代社会の多様な道徳問題に対する探究と人生に対する省察を基に道徳的アイデンティティを構成し、相互に配慮の人間関係と正義に満ちた共同体および自然との調和した関係を具現化し、積極的に実践する徳性と力量を養う。

教育部告示第 2015-74 号『[別冊 6] 道徳科教育課程』、3-4 頁（下線および訳は筆者による）

前文では、「21 世紀の韓国人が持つべき人間性の基本要素」について、①誠実、②配慮、③正義、④責任、の 4 つの徳目が「核心価値」として設定されるとともに、様々な道徳的価値の内面化によって「自分の人生を主体的に探究できる」道徳的探究力や倫理的省察力、そして道徳的実践力を育成することが目指されている。道徳的実践力を有する道徳的な「市民」

の育成のために、これらの「核心価値」を中心に様々な道徳的価値について学ぶのである。

だが、なぜ「核心価値」はこの4つなのだろうか。それは、道徳科では「自分」からみた価値的な関係性を持つ対象を、(ア)自分自身、(イ)他者、(ウ)社会・共同体、(エ)自然・超越的存在という四つの大きな「領域」に分類し、それぞれに中心となる「核心価値」を定めて学習するからである。つまり、対自的な価値の中では「誠実」が、対他者的な価値の中では「配慮」が、対社会・共同体的な価値の中では「正義」が、そして対自然超越的価値では「責任」が各領域の「核心価値」として位置付けられているのである。

また、本文には様々な「領域」との価値関係性や徳目や規範等に対する理解目標だけでなく道徳的実践力の育成という態度目標も示されており、前者が後者を規定するかたちになっている点にも特徴がある。たとえば、初等学校では「道徳的技能」と「実践力」の涵養のために「基本的な価値徳目と規範」への理解が求められ、中学校ではその初等学校の学びの深化を目標としながらも、そこに「積極的に実践する特性と力量」の育成も求められている。このことは、「道徳」では行動目標のために理解目標が前提の学習として位置付けられていることを示している。

3.2.2. 「内容」における「情報倫理教育」

(ア) 「内容」の全体構成

次に「内容」について確認してみよう。表4は道徳科の「内容体系」である。

まず、様々な価値・徳目を含む「内容要素」(我が国の内容項目に相当)が、「自分との関係」、「他者との関係」、「社会・共同体との関係」、「自然・超越との関係」という四つの「領域」に分類されていて、それが2学年ずつの「学年群」に12個ずつ整理されている。このように、価値・徳目を自分から価値的な関係性が拡大していくように、4領域に分類して整理する考え方は、我が国の「四つの視点」に非常に近いといえる。

しかし、各「領域」には前述の「核心価値」が示されている点や「一般化された知識」および「技能」が明確にされている点、そして「内容要素」の記述が「なぜ○○なのだろうか?」のように「問い」の形式となっている点は我が国との相違点となっている。しかも最も注目すべき点は、現代的な課題そのものが「内容」に存在していることである。我が国では、現代的な課題は直接的に学習指導要領の「内容」には登場せず、「指導計画の作成と内容の取扱い」において、「情報モラルに関する指導を充実すること。また、児童の発達の段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの現代的課題の扱いにも留意し、身近な社会的課題自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てよう努めること」¹²⁾と示される程度だが、韓国では具体的な社会的問題の事象が内容として登場しているのである。たとえば、朝鮮半島の統一問題である「統一の意思」や「情報倫理」に関する「ネットマナー」(韓国では「サイバー礼節」という)などは、道徳的価値の「共感」や「尊重」などと同様に、教育内容として登場している。

では、なぜ韓国ではこのように現代的な課題も「内容」で扱われているのだろうか。それは、「内容要素」が「問い」のかたちで明示されている点に関係している。たとえば表5は、日韓両国の道徳科カリキュラムにおける「内容」表記の比較である。

表4 初等学校「道徳」(2015)の内容体系

領域	核心価値	一般化された知識	内容要素		技能
			3～4 学年群	5～6 学年群	
自分との関係	誠実	人間として好ましく生きるために自分に偽りなく誠を尽くして忍耐し、自分の欲求をコントロールする。	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳の時間には何を学ぶのか？(勤勉・正直) ○なぜ物を大事にしなければならないのか？(時間の管理と節約) ○なぜ最善を尽くさなければならないのか？(忍耐) 	<ul style="list-style-type: none"> ○どのようにして感情はコントロールできるのか？(感情表現と衝突の抑制) ○自主的な生とは？(自主・自律) ○正直な生とはどのような生か？(正直な生) 	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳的アイデンティティ ・自己認識及び尊重すること ・感情をコントロールすること ・感情を表現すること ○道徳的習慣化 ・生活の計画を立てること ・範例を反復すること ・誘惑に打ち克つこと
他者との関係	配慮	家族及び周囲の人々と共に生きるためお互いに尊重し、礼節を守り、奉仕と協同を実践する。	<ul style="list-style-type: none"> ○家族の幸せのために何をすべきか？(孝、友愛) ○友人と仲良く過ごすためにどのようにすべきか？(友情) ○礼節がなかったらどのようにになるのか？(礼節) ○一緒に行うことによって良い点は？(協同) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ネット空間で守るべきことは？(ネットマナー、遵法) ○互いの考えが異なるときはどのようにしてはならないだろうか？(共感、尊重) ○なぜ他者を手助けしなければならないのか？(奉仕) 	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳的対人関係能力 ・傾聴・道徳的に対話すること ・他者の立場の理解・認めること ・約束を守ること ・感謝すること ○道徳的情緒能力 ・道徳的感性を持つこと ・共感力を養うこと ・多様性を受容すること
社会・共同体との関係	正義	公正な社会を作るために法を守り人権を尊重し、望ましい統一感と人類愛を持つ。	<ul style="list-style-type: none"> ○公共の場ではどのようにすべきか？(公益・遵法) ○自分と異なる人を差別しても良いか？(公正性・尊重) ○なぜ統一が必要なのか？(統一の意志、愛国心) 	<ul style="list-style-type: none"> ○なぜお互いの権利を尊重しなければならないのか？(人権尊重) ○公正な社会のために何をすべきか？(公正性) ○統一に向かう望ましい道は？(統一の意志) ○全世界の人たちとどのように生きて行くのか？(尊重、人類愛) 	<ul style="list-style-type: none"> ○共同体意識 ・立場をとること ・公益に寄与すること ・奉仕すること ○道徳的判断能力 ・道徳的価値・徳目を理解すること ・正しい意思決定をすること ・行為の結果を道徳的に想像すること
自然・超越との関係	責任	人間として道徳的責任を果たすために人間の生命と自然、真の美と道徳的生を愛し、肯定的な姿勢を持つ。	<ul style="list-style-type: none"> ○生命はなぜ大切なのか？(生命尊重、自然愛) ○美しく生きる人の姿はどのようなものか？(美に対する愛) 	<ul style="list-style-type: none"> ○困難に遭った時、なぜポジティブな態度が必要なのか？(自己尊重、ポジティブな態度) ○私は正しく生きているのか？(倫理的省察) 	<ul style="list-style-type: none"> ○実践能力 ・実践意志を養うこと ・責任感ある行動をとること ○倫理的省察能力 ・審美的感受性を養うこと ・自然との連帯感を持つこと ・反省と感情のコントロール

教育部告示第 2015-74 号 [別冊 6] 『道徳科教育課程』(2015) 6 頁。(太字および訳は筆者による)

表5 日韓の道徳科カリキュラムにおける「内容」表記の比較

	領域 (日本では視点)	価値・徳目	内容要素 (日本では内容項目)
韓国 (5, 6年生)	他者との関係	「共感、尊重」	互いの考えが異なるときはどのようにしなくてはならぬだろうか？
日本 (5, 6年生)	主として人との関わりに関する こと	「相互理解、寛容」	自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重すること

我が国の内容項目の「相互理解、寛容」では、「自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重すること」とあるが、これに近い韓国の「共感、尊重」では、「互いの考えが異なるときはどのようにしなくてはならぬだろうか？」と示されている。つまり、我が国の「内容」では学習すべき価値・徳目を中心に記述されているが、韓国では価値・徳目だけでなく、「問い」のかたちで「内容」を考えさせる表現となっている。換言すれば、わが国では徳目主義的な表記だが、韓国では問題解決的でテーマ学習的な表記となっていることが分かるだろう。このような記述形式にすることで、韓国の道徳科では「内容」に道徳的価値と社会的事象の両方が混在することが可能となっているのである。

(イ) 到達基準による提示

さらに、わが国との大きな相違点は、前述の「内容要素」はその下位項目においては到達基準（韓国では「成就基準」という）(achievement standards)のかたちで示されている点である。たとえば、「ネット空間で守るべきことは？（ネットマナー、遵法）」という「内容要素」の到達基準は、以下のように設定されている。

「ネット空間で守るべきことは？（ネットマナー、遵法）」の到達基準

- 到達基準 [6] サイバー空間で発生する様々な問題に対する道徳的感性を育成し、サイバー空間で守らなければならない礼節と法を理解し、習慣化する。
- ①サイバー空間で必要なマナーとは何か、どうすれば責任感を持って行動することができるだろうか。
 - ②著作権の侵害、サイバー暴力、オンライン中毒が持つ問題点がなにか、そしてこれらを解決するために何をしなければならないだろうか？

教育部「道徳科教育課程」(2015) 11頁より (筆者訳)

ここでは、「重要性和方法」などの知識理解に関する到達基準を示すとともに、「共感能力」や「対話するための能力」のような態度や行動のそれも明示されている。つまり、知識としての「サイバー空間で必要なマナー」、「著作権の侵害、サイバー暴力、オンライン中毒

が持つ問題点」を理解することが理解目標とされ、行動目標としてはその上で「責任ある行動」や「解決するため」の行動が求められているのである。

このような表記の仕方は、子どもにとっては学習すべき活動を明確にさせるとともに、一方で教師には指導と評価の活動をしやすくさせることにつながるだろう。到達基準で示された「内容」には、目標と内容、そして指導（方法）の一体化が強く意識されているのである。

4. 道徳教科書の実例——「明るく健全なサイバー生活」（5年生）

4.1. 単元設定の背景

次に、このカリキュラムを踏まえた実際の教科書の記述を見てみよう。韓国の初等学校3年～6年までの道徳科では、教育部が発行する国定教科書が使用されており、その5年生の教科書には「明るくて健全なサイバー生活」という単元がある¹³⁾。

前述のように、この単元のテーマは5、6年生の「他者との関係」領域に設定されている「ネット空間で守るべきことは何か？」が該当するが、扱われている価値・徳目は「ネットマナー、遵法」である。現代の情報社会において、我々の生活空間はインターネットを通じてサイバー空間やサイバー共同体にまで拡大しており、道徳的に思考したり行動したりする場も現実世界のみならず仮想世界にまで広がりつつある。そしてこうした状況下で生活する児童にとって、サイバー空間で他者と良好な関係性を築くことは現実社会と同様に重要なテーマの一つとなっている。

『道徳5教師用指導書』（以下、「教師用指導書」）によれば、この単元の目的は、「サイバー空間の特徴を概観し、サイバー生活で発生する問題点（オンライン中毒、著作権侵害、サイバー暴力）とその解決案を探究すること、児童生徒自らがサイバー空間でのマナーと礼儀を実践して習慣化することを主な目的¹⁴⁾」としている。つまり、サイバー空間の特徴を理解したうえで、サイバー生活で発生する諸問題（オンライン中毒、著作権侵害、ネットいじめ）について探究し、児童自らがサイバー空間のマナーや法を実践して習慣化することまでが目指されているのである。

4.2. 「明るくて健全なサイバー生活」単元の展開

本単元は4つの小単元から構成されており、そのまま4単位時間（1単位時間は40分）で単元の授業が構想されている。内容はいわゆる「読み物教材」ではなく、「問い」と「活動」の指示が繰り返して交互に登場しながら展開されていく構成となっている。

4.2.1. 「サイバー社会で健全に過ごしましょう」

第1時目は全体の導入にあたるが、サイバー社会で健全に生活していくために必要な価値を探究し、望ましい姿勢を模索する時間として設定されている。初めの「問い」では、「サイバー空間の特徴を理解し、健全なサイバー生活を送ろうとするにはどのような努力が

必要なのか学びましょう」と提示され、「1分間動画」を視聴して話し合う。その内容は、サイバー空間の1分間では何が起きているのか説明する動画となっており、メッセージの伝達は3,500万件、動画のアップロードは13万時間などのように膨大なデータが往来している事実が説明されている。

次に、「皆さんはサイバー空間では何をしていますか？」との「問い」とともに、子ども図書館やチャットの利用、バスの案内等が示され、そこではどんな活動をしているのかが話し合われる。ただし、その特徴は否定的側面だけでなく肯定的側面からも話し合われ、「サイバー空間の肯定的側面と否定的側面を整理しましょう」との「活動」も示されている。

さらに、「健全なサイバー空間を作ろうとすれば、どのような点に努力すべきなのか考えましょう」の「問い」とともに、次の「活動」では「サイバー空間で共に仲良く生活するために守らなければならない道徳的価値について書いてみましょう」とあり、インターネットの使用の際に必要な価値についての「サイバー価値辞典」を作る活動が促される。そして「健全なサイバー生活」を送るための注意点を考えさせるため、表を用いて自己チェックをさせていく。最後は健全な生活を送るための「サイバー計画表」を立てさせて小単元を閉じている。

4.2.2. 「ネットマナーを守ろう」

次の第2時目では、ネット活動をする上で必要なマナーについて理解を深めるだけでなく、実践も促している。まず、「ネットマナーが必要な理由を考えてみましょう。」がイラストとともに示され、続いて「ネチケツ」の用語の説明とサイバー空間でマナーを守らなければならない理由について話し合う活動が促される。

さらに「ネチケツ」を考えるヒントが、①ネット使用の目的を考えること、②相手の立場に立ってみること、③誇らしい自分について考えること、のように3段階で示され、守るべき「手引き」が提示される。ここでは、「SNS」「ゲーム」「情報のアップロード」「他の人の投稿を読むとき」「チャットでの討論」というこれらの場面で守るべきネチケツについて考えさせていく。そして最後は、「掲示板へコメントする」、「学級ホームページの友達の投稿を読んでコメントする」「友達に賞賛と励ましのコメントを送る」「サイバー空間で家族とコミュニケーションする」という「実践課題」が示され、小単元の最後でそれを実践した感想について話し合い、閉じている。

4.2.3. 「サイバー問題を賢く解決しよう」

第3時目では、個人情報と著作権について理解を深めるとともに、サイバー空間でこれらを尊重する方法を身に付けていく展開となっている。初めに、「個人情報と著作権について調べましょう」と呼びかけ、パソコン画面のイラストで「ID」や「名前」「生年月日」などの個人情報が示され、スマートホン画面のイラストでは、音楽、写真、映像、掲示文の各著作権について説明される。次に4つの事例が示され、それらを個人情報の侵害なのかあるいは著作権の侵害なのかにかに分類していく。

続いて、「個人情報や著作権が侵害されたらどんな気持ちになるか考え、それらを尊重す

る方法を考えましょう。」と促し、事例研究を行う。たとえば、「自分が提出した課題を友達が勝手に盗用したら？」という事例については、①どんな被害が考えられるか、②どんな気持ちになるか、③どのように行動すべきか、という3つの視点から考えさせていく。最後には、個人情報と著作権を尊重する誓いを書かせて小単元を閉じている。

4.2.4. 「幸せなサイバー社会を一緒に作りましょう」

最後の第4時目では、「サイバー暴力」について理解するとともに、具体的な予防策を身に付けて実践する過程となっている。初めに、「サイバー暴力」についてまとめたアニメの動画を見て、言葉の定義について理解を深める。次に、「体験活動1」として「チョルスとソヒの行動を見て幸せなサイバー社会を作るために努力しましょう。」という活動が示され、チョルスとソヒが登場するアニメを視聴する。たとえば、ネットゲームで負けた際の暴言やネットの中傷など、日常生活でよくありがちな問題が登場する。そして、「チョルスとソヒの問題点はどうしたら解決できるでしょうか。」と読者に解決策を考えさせ、続いて「幸せなサイバー社会」はどうしたら実現できるのか、話し合いを促す。次の「体験活動2」では、ヨンスとチョルスの誹謗中傷する会話文が登場するが、「友達を傷つけない対話の内容に変えよう。」とあり、良好な関係を築くための会話を作文させる活動になっている。

次に、「単元のまとめ」ページが登場する。「学んだ内容を整理しよう」では、サイバー空間で守るべき価値について穴埋めの問題がある。たとえば、「サイバー空間では相手と対面して会話する気持ちで相手の考え方や意見を（ ）します。」とあり、「尊敬」「責任」「配慮」「節制」の徳目から選択して穴埋めをする。さらに、「自分を振り返りましょう」では、自分の「サイバー生活」について5段階で自己評価するシートが登場する。

単元の最終ページには、「知恵の泉」として、「著作物の正しい利用方法」と「善意のコメント運動」という読み物教材が登場して全体の単元を閉じている。

4.3. 教科書の単元構成の特徴

全体を概観すれば、各小単元の学習はその中心的な目的が異なっている点に特徴がある。まず、第1時目では「サイバー空間」の特徴についての知識理解が目指されている。ICTの活用について、肯定的側面と否定的側面の二面性から理解することや「サイバー価値辞典」を作成すること、そして自身の「サイバー生活」を点検することなどは、「サイバー空間」に対する客観的な特徴を知識として把握する学習となっている。第2時目では、対人関係に基づく行動的な側面の学習が強調されている。「ネチケット」の意味について理解するとともに、それを守るべき理由について、「SNS」や「ゲーム」「チャットの討論」などの具体的な場面を想定して話し合い、最後に実際に実践してみる展開となっている。第3時目では、「個人情報」と「著作権」を中心にその意味と意義を把握するとともに、実際の事例について学習することで具体的な方法やスキルを学んでいく展開となっている。そして第4時目では、ネットいじめや誹謗中傷などの「サイバー暴力」について学習するが、アニメや読み物教材などを通じて、被害者側の心情を考えたり共感させたりしており、まとめでは、「幸せなサイバー社会」を築くためには何が必要なのか解決策を考えさせる展開となっている。

表6 「明るくて健全なサイバー生活」の単元構成

小単元 学習内容	第1時 基本学習	第2時 発展学習1	第3時 発展学習2	第4時 深化学習
中心となる学習	道徳的モデル探究および知識理解中心	道徳的行動中心	道徳的知恵中心	道徳的心情中心
育成する資質・能力	道徳的情緒能力 道徳的思考能力 自己尊重および管理能力	道徳的情緒能力 道徳的対人関係能力	道徳的思考能力 道徳的対人関係能力	道徳的対人関係能力 倫理的省察および実践性向

教育部『道徳5教師用指導書』（教育部、2019年）270～271頁をもとに筆者訳および作成

このような教科書単元の展開は、韓国の道徳科では育成すべき道徳性を、認知的側面、情意的側面、そして行動的側面という3つの側面から捉えていることが関係している。「教師用指導書」によれば、上記の①～④の小単元はそれぞれ「知識理解中心」、「道徳的行動中心」、「道徳的知恵中心」、そして「道徳的心情中心」の学習活動で構成されているが、こうした展開は、上記の3つの側面から道徳性を育成することを意味するからである¹⁵⁾。そもそも道徳性の定義には様々な見解があるし、その構成要素を単純に切り分けることは不可能である。しかし、この教科書では育成すべき道徳性をこれら3つの側面から総合的に捉え、それらをバランスよく育成しようとしている。こうした学習の展開方法は、育成すべき道徳性の偏りを排除するだけでなく、学習した内容を実際の生活に生かすための実効性にも寄与すると考えられる。

5. おわりに

韓国の「情報倫理教育」は、1997年の「第7次教育課程」以降、各教科での指導を中心としながら学校教育全体で取り組むべき課題としての、いわゆるICT教育の一部として行われてきた。しかし、近年の深刻な青少年問題の頻発を背景に、特に2010年代以降は社会全体で取り組むべき「人性教育」の重要性が叫ばれ、その一環としての「情報倫理教育」はますます重視される傾向にある。とりわけ、道徳教育を中心に「人性教育」を展開してきた学校には大きな期待が寄せられており、「情報倫理教育」は「2015年版」の道徳科の中では現代的課題の一つとして扱われている。このような韓国道徳科の「情報倫理教育」について、本稿で明らかとなった点は以下の通りである。

第1に、韓国では「情報倫理教育」は「人性教育」という社会的・国家的な課題の一つとして認識され、重視されている点である。「人性教育振興法」は、国および地方自治体、そして学校の三者が連携の下で長期的視点から計画的で総合的な「人性教育」を実施することを義務化しているが、一方、「2015年版」は学校における「人性教育」の「中核教科」に道徳科を位置付けている。韓国では現代的な課題に対峙しようとする姿勢が鮮明となり、特に「情報倫理教育」に対しては、道徳科が果たすべき役割とそれに対する国民の期待

は大きいといえる。

第2に、韓国の「情報倫理教育」は教科横断的で学際的な性格を有する道徳科を中心に行われている点である。わが国での「情報モラル」教育は「道徳」の「内容」には直接的に登場はせず、あくまでも内容項目に関連させながら「情報モラルに関する指導を充実すること」が原則とされているが、韓国では直接的に「情報倫理」が「内容」に示されている。社会的な課題や社会問題そのものも教科内容に含まれている点で、韓国の道徳科は学際的で総合的な性格を帯びた教科となっていることを示している。

第3に、「情報倫理教育」はコンピテンシー育成の視点から指導されている点である。韓国の道徳科のカリキュラムは、コンピテンシーの育成を前提に、目標、内容、方法、評価が一体的に構成されている。「内容」には目標に準拠した到達基準が明示され、評価はその基準に沿って実施されており、指導の成果や改善点が見えやすくしている。子どもの成長過程の把握と指導法の改善を進めようとする「2015年版」では、これらの一体的な構造化が強く意識されたカリキュラム構成となっているといえる。

第4に、道徳科の教科書は基本的に「問い」と「学習活動」が繰り返されることで、「情報倫理」に関する様々なテーマについて追究する学習過程として構想されている点である。しかも単元は4つの小単元で構成されており、それぞれが道徳性の認知的側面や情意的側面、そして行動的な側面を中心的に学習していくことで、トータルとしての「情報倫理」に関する「道徳的知識」や「道徳的心情」、そして「道徳的行動」を育成しようとする構成となっているのである。

以上、現代韓国の「情報倫理教育」は社会全体で取り組むべき「人性教育」の一部として扱われており、とりわけ「2015年版」では道徳科がその「中核教科」に規定されたことで重要な転換点が示されたといえる。それは、「教育課程」の改訂が単なる小手先の変更や改善のレベルではなく、実効性を意識しながらコンピテンシー育成の観点から再構成されたからである。徳目主義的な「内容」構成から脱却し、「情報倫理」に関する社会事象の知識も含めながら展開する韓国の「情報倫理教育」は、わが国の「情報モラル」教育においても参考となる点が少なくないだろう。

ただ一方で、「情報倫理」のような現代的な課題を扱えば扱うほど、道徳科と社会科のカリキュラムの棲み分けや、あるいは連携なども模索していくべきであり、場合によっては道徳科の教科としての性格や在り方を根本的に問い直すことも必要になってくるだろう。実際、2011年より韓国の初等学校と中学校では、社会科と道徳科は「社会／道徳」群に分類され、カリキュラムの運営が柔軟になされている。それぞれ教科固有のカリキュラムは維持されているが、年間時数や授業の時期について、二教科間ではかなり弾力的な運営が可能となっているのである。そして、こうした改編が「人性教育」に対して有効か否かも今後検証されるべき課題であることは言うまでもない。

いずれにせよ、「人性教育振興法」の施行と「2015年版」からは、まだ数年経過したに過ぎない。これらの成果と課題については今後も注目していきたい。

註

- 1) 坂元章「with コロナ, after コロナ時代の情報モラル教育—海外の動向を参照して—」『infomatio 江戸川大学の情報教育と環境 18』(2021年) 51-57頁。
- 2) 芳賀高洋「情報モラル教育からデジタル・シチズンシップ教育へ—情報モラル概説—」法政大学図書館司書課程『メディア情報リテラシー研究第1巻2号』(2020年) 19頁。
- 3) 稲垣忠、中橋雄編著『情報教育・情報モラル教育』(ミネルヴァ書房、2017年) 12頁。
- 4) 「第7次教育課程」の「地域及び学校での編成・運営」には、裁量活動を通じて重点的に指導すべき汎教科として、民主市民教育、人性教育、環境教育、経済教育、エネルギー教育、勤労精神涵養教育、保健教育、安全教育、性教育、消費者教育、進路教育、統一教育、韓国文化アイデンティティー教育、国際理解教育、海洋教育とともに、情報化及び情報倫理教育が示されている。教育部『初等学校教育課程』(教育部告示第1997-15号)、22頁。
- 5) 李(箱崎)禧承「韓国の情報倫理教育の内容体系の特徴」『桐蔭論叢第35号』(横山桐蔭大学、2016年) 43-48頁。
- 6) 教育部『初・中等学校情報通信技術教育運営指針』(教育部、2005年) 1頁。
- 7) 教育部、上掲書、3頁。
- 8) 教育部、上掲書、1頁。
- 9) 2021年現在では、「2015改訂教育課程」が施行されている。「国民共通基本教育課程」は、「2007年改訂教育課程」からは初等学校1年から中学校3年までの「共通教育課程」に改編されている。
- 10) 教育部、上掲書、8頁。
- 11) 教育部『道徳科教育課程 [別冊6]』、2015年、3頁。
- 12) 文部科学省「小学校学習指導要領第3章 特別の教科道徳」、平成29年3月31日告示。
- 13) 教育部『道徳5』(教育部、2015年) 78~95頁。
- 14) 教育部『道徳5 教師用指導書』(教育部、2019年)、270頁。
- 15) 教育部、同上書、270~271頁。